

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 退職金の源泉徴収

Q：当社の社員が今月末に退職することになりましたので、退職金200万円を支払おうと思います。退職所得の受給に関する申告書を提出しますが、所得税の源泉徴収は必要でしょうか。

退職する社員の勤続期間は10年2カ月ですが、そのうち、当初の1年間はアルバイトとして、日額表の丙欄で源泉徴収をしていました。

A：勤続年数が10年（日額表丙欄で源泉徴収した期間を除き、1年未満切上げ）で、退職所得控除額が400万円となりますので、課税退職所得金額はなく、源泉徴収すべき税額もないことになります。

### 【解説】

課税退職所得金額は、支給される退職手当の額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります。

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次の算式により計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円× (勤続年数-20年)

長期欠勤や休職（他に勤務するためのものを除きます）の期間も、勤続期間に含まれますが、いわゆる日額表丙欄の適用を受ける給与等の支払を受けていた期間は、勤続期間に含まれません。

ご質問の場合、10年2カ月から1年を控除した9年2カ月が勤続期間となります。

